

(令和二年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

(金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置)

第十六条 改正法附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二の規定に基づく旧規則第二十一条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二号中

「連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」とする。

附 則

(金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置)

第十六条 改正法附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二の規定に基づく旧規則第二十一条の四の規定は、なおその効力を有する。